

# 鳥取県土木工事共通仕様書の改定の概要について

令和6年2月  
鳥取県県土整備部技術企画課

## 1 前回仕様書の改定に係る質問事項に対応した改定

- 令和3年2月に鳥取県土木工事共通仕様書等の全面改定に関する説明会を実施し、その際の質問事項等に対して共通仕様書の改定を行った。

### (1) 質問事項の対応

【質問事項に対応して共通仕様書の改定を行う項目】

項目	質問事項	改定概要
共通仕様書の適用	鳥取県土木工事監督基準の相違	● 1-1-1-1 「鳥取県 <u>県土整備部</u> 土木工事監督基準」に訂正 ※下線部を追記
標示板の設置	国土強靱化看板の追加、河川工事看板の改正	● 1-1-1-24 国土強靱化看板及び河川工事看板の参考図を特記事項に追加
安全施工技術指針	改正年月が最新でない	● 1-1-1-27 土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和5年3月）に改定
見本・品質証明資料	特記事項で示された工事材料は別途品質証明等が必要	● 2-1-2-4 「設計図書において <u>監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを</u> 指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出しなければならない。」に改定 ※国交省仕様書に合わせて下線部を追記
軽量材の損傷防止	発砲スチロールの誤字	● 3-2-11-2 「 <u>発泡</u> スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。」に訂正

## 2 共通仕様書特記事項の改定

- 国交省が各地方整備局で独自の仕様を『地方整備局 運用』として作成しているのと同様に、県独自部分を可能な限り『鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項』としてとりまとめ、県独自部分を明確にし、国交省仕様書との統一化を図ることとしている。

### (1) 鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項

中国地方整備局の最新の運用に準じた改定、県の最新の通知等を反映した改定を行った。

また、**現場説明書（一般的事項）の内容を共通仕様書特記事項に移行した。（現場説明書（一般的事項）は廃止。）**

#### 【第1条（適用）】

「**2. この特記事項に定める県土整備部長通知については、調達公告時点で最新の通知によること。**」の文言を追記。

【現場説明書（一般的事項）から移行する項目】

現行の編章	特記事項に移行する項目
第1編 共通編 第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「仕様書の適用」</li><li>● 「消費税及び地方消費税の適正転嫁等について」</li><li>● 「下請関係の適正化について」</li><li>● 「契約方式について」</li><li>● 「リサイクルの促進について」</li><li>● 「ダンプトラック等による運搬について」</li><li>● 「労働安全衛生の確保について」</li><li>● 「建設資機材の使用について」</li><li>● 「法令等の遵守について」</li></ul>

【県独自基準で改定する項目】

現行の編章	改定概要
第2編 材料編 第1章 一般材料	● 工事材料の使用について最新要領（工事材料使用承諾取扱要領）を適用
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工	● アスファルト舗装材料の動的安定度の規格を新規追加

【中国地方整備局の運用に準じて改定する項目】

現行の編章	改定概要
第1編 共通編 第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コリンズ（CORINS）への登録の取扱い方法を明示</li> <li>● 建設汚泥及び舗装切断作業で発生する廃棄物の適正処理についての規定を新規追加</li> <li>● 標示板の設置（国土強靱化対策工事）を新規追加</li> <li>● デジタル工事写真の黒板情報電子化について、監督員の承諾を不要とした。</li> <li>● 建設機械等による架空線への接触・切断事故防止のための措置（現場出入口および架空線前後にゲートによる高さ制限、及び高さ明示）を新規追加</li> <li>● 公益占用物件等の「事前調査結果報告書」の提出時期を見直し（改定前）契約書に定める工事始期日以降30日以内に提出（改定後）工事着手前または施工方法が確定した時期に提出</li> <li>● UAV等を使用する際の安全面への配慮について新規追加</li> </ul>
第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート	● コンクリート型枠取外しにおける型枠穴の補修について、補修材の落下による第三者被害防止のための施工に関する規定を新規追加
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工	● かごマット工の表3-2-10、表3-2-12におけるJIS改定に伴い表記の読替えを新規追加
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部工	● 落橋防止装置工に係る、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社に使用する場合の要件を追記

3 国交省仕様書に準じた仕様書の改定

- 国交省仕様書の改定に伴う見直しのほか、受注者が作成する工事書類の削減を図るため、県独自基準の一部を国交省に準じて廃止。
- 現行仕様書は、令和2年12月24日付けで全面改定を行い、その後、国交省仕様書が令和3年3月、令和4年3月、令和5年3月に改定を行ったため、この改定に合わせて追加・見直しを行った。

(1) 県独自規定の廃止

編章節	改定概要
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-8 工事着手	● 特記仕様書に定めがない場合、工事開始日から30日以内の工事着手を廃止
第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-5 工事完成図書の納品	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2 工事完成図について、「紙の成果品及び電子成果品として作成」を「紙の成果品または電子成果品として作成」に修正（電子と紙の二重作成の廃止）</li> <li>● 3 成果品を電子データで納品する場合における、紙の成果品の作成及び納品を廃止</li> </ul>

(2) 国交省仕様書に合わせて追加・見直した仕様

編章節	改定概要
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-2 用語の定義  1-1-1-3 設計図書の照査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「37 段階確認」は、3-1-1-1 から編入</li> <li>● 「38 中間検査」は、3-1-1-1 から編入</li> <li>● 1 図面貸与について、原図に加えて電子データの貸与の記述を追加</li> </ul>

編章節	改定概要
1-1-1-7 工事用地等の使用 1-1-1-14 工事の一時中止 1-1-1-17 支給材料及び貸与品 1-1-1-19 建設副産物 1-1-1-24 施工管理 1-1-1-27 工事中の安全確保 1-1-1-33 交通安全管理 1-1-1-38 工事測量 1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償 1-1-1-43 石綿使用の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2 工事の施工上受注者が必要とする用地として、「発注者の負担により借地する範囲以外の」借地等の記述を追加</li> <li>● 3 工事の一時中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を「発注者に提出し、承諾を得る」を「発注者に提出し、協議する」に修正</li> <li>● 「5 貸与機械の使用」は、3-1-1-4 から編入</li> <li>● 4 「再生資源利用計画」を公衆が見やすい場所に掲げる規定を追加（資源有効利用促進法の省令改正(R5.1)による）</li> <li>● 5 「再生資源利用促進計画」を公衆が見やすい場所に掲げる規定を追加（資源有効利用促進法の省令改正(R5.1)による）</li> <li>● 5 「再生資源利用促進計画」の作成が法令等により義務付けられていない建設汚泥及び建設混合廃棄物の記述を削除〔県独自〕</li> <li>● 9 受注者は、監督員との情報を電子的に交換・共有する等、業務の効率化に努める規定を新規追加</li> <li>● 10 受注者は、不具合等発生時にその内容を監督員に直ちに通知する規定を新規追加</li> <li>● 「2 建設工事公衆災害防止対策要綱」は、3-1-1-9 から編入</li> <li>● 「4 使用する建設機械」は、3-1-1-9 から編入</li> <li>● 「6 架空線等防止対策」は、3-1-1-9 から編入</li> <li>● 11 定期安全研修・訓練等は、作業員全員の参加が困難な場合は複数回に分けて実施出来る規定を追加</li> <li>● 「2 施工計画書」は、3-1-1-10 から編入</li> <li>● 「8 工事用道路の維持管理」は、3-1-1-10 から編入</li> <li>● 「4 仮設標識」は、3-1-1-11 から編入</li> <li>● 4 法定外の労災保険の付保に係る規定を新規追加</li> <li>● 6 受注者は工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金充当実績総括表を監督員に提示する規定を追加</li> <li>● 工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿使用の有無の事前調査を行う規定を新規追加</li> </ul>
第1編 共通編 第1章 土工 第4節 道路土工 1-2-4-1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表 1-2-3 の作業内容を道路土工盛土工指針と整合</li> </ul>
第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第3節 レイミストコンクリート 1-3-6-5 締固め 1-3-7-5 継手	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4 狹隘・過密鉄筋箇所における締固めの実施に係る規定を新規追加</li> <li>● 8 機械式鉄筋継手工法を採用する場合の規定を新規追加</li> </ul>
第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第3節 骨材 2-2-3-1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 「JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材)」を追加</li> </ul>
第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 3-2-2-0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「地盤工学会地山補強土工法設計・施工マニュアル」を新規追加</li> </ul>
第3節 共通の工種 3-2-3-2 材料 3-2-3-4 矢板工 3-2-3-6 小型標識工 3-2-3-7 防止柵工 3-2-3-15 PC 扣-スラブ 製作工 3-2-3-18 沈床工 3-2-3-25 銘板工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4(7) 諸基準の改定に伴う防錆・防食を施す箇所の記述を修正</li> <li>● 5(2) 諸基準の改定に伴うめっき付着量の数値の記述を修正</li> <li>● 6(2) 諸基準の改定に伴う垂鉛付着量の数値の記述を修正</li> <li>● 14 諸基準の改定に伴う落錘の質量の記述を修正</li> <li>● 1 諸基準の改定に伴う一般事項の記述(視認、性能等)を修正</li> <li>● 15 諸基準の改定に伴う溶融垂鉛付着量の数値の記述を修正</li> <li>● 3 諸基準の改定に伴う垂鉛付着量の数値の記述を修正</li> <li>● 1 円筒型枠の施工内容を施工計画書に記載する規定を追加</li> <li>● 8 木工沈床の配列と緊結の記述内容を修正</li> <li>● 3 橋歴板に記載する年月を橋梁の製作年月→完成年月に変更</li> </ul>
第4節 基礎工 3-2-4-4 既製杭工 3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 13 既製コンクリート杭の施工(1)(2)(3) 既製コンクリート杭の JIS 名称変更 (遠心力コンクリートくい→既製コンクリートくい) に伴う記述変更</li> <li>● 14 杭支持層の確認・記録に係る既製コンクリート杭の JIS 名称変更 (遠心力コンクリートくい→既製コンクリートくい) に伴う記述変更</li> <li>● 21(2) 鋼管杭及び H 鋼杭の現場継手溶接に係る資格者要件の記述を追加</li> <li>● 11(2) 鋼管矢板の現場継手溶接に係る資格者要件の記述を追加</li> </ul>
第6節 一般舗装工 3-2-6-6 橋面防水工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4 床版面の前処理、防水層の敷設、塗布等における施工上の留意点についての記述を追加</li> </ul>

編章節	改定概要
3-2-6-7 アスファルト舗装工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4(3) 加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の適用方法を追加</li> <li>● 4(11) 中温化技術で製造した混合物の品質確保の記述を追加</li> </ul>
第7節 地盤改良工 3-2-7-5 パイルネット工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4(8) 既製コンクリート杭のJIS名称変更に伴う記述変更</li> </ul>
第12節 工場製作工 3-2-12-2 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 7(5) 塗料の有効期限を超過した場合の取扱いの記述を追加</li> </ul>
第17節 植栽維持工 3-2-17-3 樹木・芝生管理工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2 剪定の施工にあたり「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」によるものとする記述を追加</li> <li>● 4 雑草の抜き取りについて、施工実態を踏まえて「伐根」の規定を追加</li> </ul>
第6編 河川編 第8章 河川維持 第5節 堤防養生工 6-8-5-2 芝養生工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1,3 雑草の抜き取りについて、施工実態を踏まえて「伐根」の規定を追加</li> </ul>
第8編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第8節 コンクリート堰堤工 8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 12 砂防ソイルセメントの施工に係る条文を新規追加</li> </ul>
第10編 道路編 第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 10-2-2-0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック」を新規追加</li> <li>● 「日本道路協会 舗装種別選定の手引き」を新規追加</li> </ul>
第10編 道路編 第4章 鋼橋上部 第2節 適用すべき諸基準 10-4-2-0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧」を新規追加</li> <li>● 「日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説」を新規追加</li> <li>● 「日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧」を新規追加</li> </ul>
第10編 道路編 第5章 コンクリート橋上部 第2節 適用すべき諸基準 10-5-2-0	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧」を新規追加</li> <li>● 「日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説」を新規追加</li> <li>● 「日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧」を新規追加</li> </ul>
第10編 道路編 第6章 トンネル (NATM) 第5節 覆工 10-6-5-3 覆工コンクリート工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 11 トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする規定を新規追加</li> </ul>
第10編 道路編 第7章 コンクリートシット 第3節 プレキャストシット下部工 10-7-3-6 受台工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3 鉄筋の露出状態での防食、損傷等の保護に関する記述について、工種間の整合を図った。</li> </ul>
第10編 道路編 第8章 鋼製シット 第5節 鋼製シット下部工 10-8-5-6 受台工	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4 鉄筋の露出状態での防食、損傷等の保護に関する記述について、工種間の整合を図った。</li> </ul>
第10編 道路編 第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4 除雪工の作業時間帯による作業区分について表10-15-1作業区分を新規追加</li> <li>● 8 作業条件（作業内容、気象、道路状況）の報告を新規追加</li> </ul>